SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

2

No.272 | Feb. 2024

機営者のミカゴ

控除できる 消費税額に 注意

特集 さまざまな「控除」を忘れずに!

確定申告

〈社長の履歴書〉

医療法人社団 輝幸会 足のクリニック表参道 桑原靖氏 〈労務のみらい〉障害者の法定雇用率が引き上げられます

3月15日まで申告期限は



さまざまな「控除」を忘れずに!

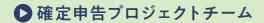
確定申告

令和5年分の確定申告の期間は 令和6年2月16日(金)から3月15日(金)までです。

所得税の計算にはさまざまな「控除」の制度が

ありますので忘れずに適用しましょう。

お問い合わせが多い事項に関して注意事項をまとめました。 参考にしてください。





インボイスのことなど アドバイスいたします!

会社設立センター 青木 鴻志



副委員長

適用を!

さまざまな控除の

会社設立センター マネージャー 竹之内 朱瀬里



どんなことでもお気軽に ご相談ください!

法人ソリューショングループ チーフコンサルタント 八田 佳桜里



間違いのない 適正な確定申告を!

社会福祉法人部 チーフコンサルタント 吉藤 聖也





海外投資の配当金がある場合には

外国税額控除を検討しましょう!

海外の株式や債券に投資している場合には、その配当金から外国税額が 差し引かれて入金されることがあります。海外で課税されたあとにまた所得 税が課税されると二重課税となるため、これを解消する観点から、調整計算 した外国税額を確定申告により所得税から差し引くことができます。

口座の種類	必要書類
特定口座(源泉徴収あり)	特定口座年間取引報告書
特定口座(源泉徴収なし)	上場株式配当等の
一般口座	支払通知書

※NISA口座で受け取った分配金は、外国税額控除の適用を受けることはできません。

各口座の種類により 必要書類が異なります。 事前準備を!

\ 忘れずに!

POINT-2

インボイスの負担軽減措置(2割特例)の

適用を忘れずに!

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった 個人事業主の方は、消費税の確定申告が必要となります。新たに負担が 増える個人事業主の負担軽減措置として、売上に係る消費税額から8割を

差し引いて納付税額を計算することができます。ただし、令和4年中に消費税課税事業者選択届出 書を提出し、令和5年1月から消費税の課税事業者となった場合には適用がありません。

	令和4年	令和5年	
	令和5年	10月1日 令和5年12月31日	
適用不可	免税事業者	課税事業者	インボイス発行事業者
	登録 申請書 届出書		2割特例の適用不可
適用可能	免税事業者	免税事業者	インボイス発行事業者
	登録申請書		2割特例の適用可能

出典: 国税庁[2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」

配偶者の給与が103万円を超えても 配偶者特別控除の適用は受けられます!

配偶者控除は、配偶者の所得金額が48万円(給与収入で103万円)を超 えると適用できませんが、所得金額が133万円(給与収入で約201万円)以 下であれば配偶者特別控除の適用を受けることができます。

●配偶者控除額または配偶者特別控除額

●・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
			給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】	
			900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	配偶者の収入が給 与所得だけの場合 の配偶者の給与等 の収入金額	
配偶者控除		配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下	
控除		老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	1,000,00011201	
		48万円超95万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下	
配偶者特別控除		95万円超100万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下	
		100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下	
		105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下	
		110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下	
		115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下	
		120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下	
		125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下	
		130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下	
		133万円超	0万円	0万円	0万円	2,015,999円超	

※所得金額調整控除が適用される場合は、かっこ内の金額に15万円を加えてください。

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下であること、納税者本人と 配偶者が生計を共にしていることなど、控除を受けるためには要件があり ます。社会保険の扶養の基準は別のルールがあるので注意が必要です。

POINT-4

医療費控除を忘れずに! 対象外もあるので要注意!!

医療費控除とは、皆さんのご家族の分も含めて、1年間に支払った医療 費が原則として10万円を超えたとき、確定申告することにより、その超え た金額を所得金額から控除できる制度です。

▶医療費控除の『対象外』となるもの

- ☑ 疲れを癒したり、体調を整えたりといった治療に直接関係ない施術費用
- ☑本人や家族の都合による差額ベッド代
- → 自家用車で通院した場合のガソリン代、駐車場代
- ☑ 美容整形費用
- ☑ 人間ドックや健康診断の費用(健康診断などの結果、重大な疾病が発見され、その治療に 先立って行われる診察と判断された場合を除く)



こちらは対象と ならないので 注意が必要です!



POINT-5

マイホームを売却した場合には 特例の適用があります!

マイホームを売却して利益が出ても、所有期間の長短に関係なく、譲渡所 得から最高3,000万円まで控除することができます。

●譲渡所得金額の算出方法

譲渡所得金額

収入金額

取得費+ 譲渡費用

特別控除額 (3.000万円)

※住宅ローン控除との重複適用はできません。※10年超所有の軽減税率の特例との併用は可能。

マイホームを、住宅ローンの残高を下回る価額で売却して損失が出たときには、その譲渡損失を 他の所得から控除したり翌年に繰り越したりすることができる場合があります。

年間10,000件を超える豊富な実績!

確定申告のことなら辻・本郷 税理士法人へ!

「確定申告」に関するお問い合わせは 最寄りの事務所・担当者までご相談ください!



辻・本郷 税理士法人が

お取り引きさせていただいている企業のトップにフォーカスし、

ビジネスパーソンとしての半生をご紹介いたします。

今回ご紹介するのは、医療法人社団 輝幸会

足のクリニック表参道 院長 桑原靖さんです。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。



医療法人社団 輝幸会

足のクリニック表参道 院長

桑原靖氏

健康の土台となる 足にフォーカス

東京都渋谷区の神宮前、お しゃれな店舗がならぶ街並みに 居を構える「足のクリニック 表 参道」。日本で初となる足のトラ ブルを専門とする医療機関で す。開業は2013年、院長は桑原 靖さんです。埼玉医科大学を卒 業後、同大学の医局に入局し、そ こで足を専門とする形成外科医 として経験を積んだことが、足専 門のクリニック開業のきっかけと なりました。

外反母趾や巻き爪から歩行機 能改善やスポーツ足などの診断 治療まで、足のトラブルに関する ことならほぼ全領域を対象とし ており、年間でおよそ6,000人も の初診患者が受診しています。 「人にとって『歩く』ことはとても 大切なこと。そして人は歩くこと によって健康を維持します。健康 の土台となる足。悩みは多彩で す。当院では、それぞれのフィー ルドの専門家が親身に対応して います | と、桑原さんは同院の特 徴を説明します。

> 一人ひとりに寄り 添う医療を提供

患者の約75%が女 性で、その内の約 20%が外反母趾の悩 みを持っており、患者 数としてはもっとも多 いとのこと。桑原さん は外反母趾治療のス ペシャリストとして、 外反母趾の手術を月 に6日間実施し、年間 でおよそ350件の手 術を行っています。

患者の多くは、これ までにいろいろな病 院をまわって思うよう な結果が得られずに、 同院に辿り着く方が

多いといいます。Web検索や口コ ミなどで評判を聞きつけた方が 全国から来院しています。「大変 な思いをされて来院する方もい ますし、当院が神宮前にあること から、来院後のショッピングを楽 しみにされている方もいます。 個々の患者さんの話を真剣に聞 き悩みに寄り添い、最適な医療を 提供しています」と、桑原さんは 語ります。

「ありがとう」の 一言が支え

現段階では規模の拡大は考え ていないといいます。「治療には、 原因を明確に突き止めて改善を 図っていくことが求められます。そ のためには、規模を大きくするとい うより、とにかく専門性に磨きをか けることが重要です。『治ってよ かった。ありがとう!』という患者さ んの声が何より。その一言がモチ ベーションになっています」と話す 桑原さん。

専門性に特化した医師と専門 看護師、そして足専門理学療法 士。スペシャリストがチームを組 み、足の総合医療を提供する「足 のクリニック 表参道 |。神宮前か ら日本全国へ、"足"の健康を一 歩ずつ広げています。

日本初となる足専門クリニック。7人の専門医師が 患者を診察し、その診断・治療方針を常に共有。ス ペシャリストによるチームとして医療に取り組んで いる。他にはない足の総合診療を提供している。

- https://ashi-clinic.jp/



足のクリニック 表参道

- 東京都渋谷区神宮前 6丁目 28-6 キュープラザ原宿 7階
- **Q** 03-6434-1082

·2004年

埼玉医科大学医学部卒業

·2006年

埼玉医科大学形成外科入局

東京・表参道に足専門クリニック開院

BIOGRAPHY

医療法人社団 輝幸会を設立

·2021年

「キュープラザ原宿」内に移転



控除できる消費税額に注意

船橋事務所 境澤 佑輔

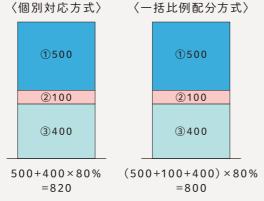
最近なにかと話題の消費税ですが、消費税は納税 額を自ら申告する申告納税方式の税金で、納税義務者 と担税者とが異なる間接税となっています。原則的な 消費税の計算方法は、取引において第三者から預かっ た消費税額(以下、売上げに係る消費税額)から支 払った消費税額(以下、仕入れに係る消費税額)を控 除して最終的な納付税額を計算する方法となっていま す。この売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消 費税額を控除することができる制度のことを「仕入税 額控除」と言います。

この仕入税額控除ですが、その課税期間(通常は1事 業年度または1年間)の課税売上割合(総売上高の内、 消費税が課税される売上高の割合)が原則95%未満、 または課税売上高が5億円超だと仕入れに係る消費税 額の全額を控除することができず、課税売上げに対応 する部分しか控除することができません。この場合には 個別対応方式または一括比例配分方式により仕入税額 控除の金額を計算することになります。

個別対応方式では、その仕入れに係る消費税額が、 ①課税売上げにのみ対応するのか、②非課税売上げに のみ対応するのか、③そのどちらにも共通して対応する のかを区分する必要があります。これは日々の取引の中 でその都度判断をしなければならず、神経を使う場面で もあります。そして仕入税額控除の金額は、「①+③× 課税売上割合」で計算をします。

一括比例配分方式では、仕入れに係る消費税額全体 に課税売上割合を乗じて仕入税額控除の金額を計算し ます。こちらは一度この方法を採用するとその課税期間 と翌課税期間は基本的にこの方法によらなければなり ません。

《例:課税売上割合80%》



- ①課税売上にのみ対応する課税仕入れ ②非課税売上にのみ対応する課税仕入れ
- ③①と②どちらにも対応する課税仕入れ

消費税は細かい取引判定が求められますし、各種制 度の申請や届出も期限や制限がとても細かく、実務上 もミスが多い税金でもありますので、疑問点はお気軽に ご相談ください。



もっと身近に パブリック

医療・社会福祉・公益法人



鈴木 一登

地方公共団体の財務書類はどのように活用されているのか

財務書類の活用状況

総務省では地方公共団体の財務書類の作成状況や活用状況を毎年調査しています。 近年では9割以上の団体で財務書類の作成・公表がされています。作成された財務書類 は、住民や議会への情報開示、指標の分析や行政コストの計算による行政評価、資産の 老朽化度合いの把握による適切な資産管理などのために活用されています。

(単位:団体)

	(+ 12 - 14) 7
令和4年度中における財務書類等の活用状況(複数回答あり)	都道府県·市区町村合計
財務書類や固定資産台帳の情報を基に、各種指標の分析を行った	1,198 (67.0%)
施設別・事業別等の行政コストを計算し、業務の参考とした	167 (9.3%)
公共施設等総合管理計画の策定や改訂時に、財務書類や固定資産台帳 に含まれる情報を使った	607 (33.9%)
使用料・手数料の見直し・改定の検討にあたり、財務書類や固定資産台 帳に含まれる情報を使った	75 (4.2%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として使った	279 (15.6%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状 況を説明した	479 (26.8%)
対象団体数	1,788

出所:総務省「統一的な基準による財務書類の作成状況等に関する調査(令和5年3月31日時点) | より一部抜粋

具体的な活用の一例として、東京都町田市では課別・事業別の費用対効果の分析と公表が 行われています。令和4年度のダイジェスト版の資料によると、小学校の給食調理1食あたりの コストは629円、中央図書館を開館する1日あたりのコストは219.9万円など、普段あまり意識 することがない行政サービスのコストについて関心がもたれるよう工夫されています。

地方公共団体は住民にとって身近な行政の担い手であり、高コストの事業だからといっ て止めることのできないものもあります。地方公共団体の意思決定に役立つ根拠の一つ として、今後も財務書類の活用が促進されていく見込みです。















ヒューマ リソースコ

労務のみらい

一人は企業のプラットフォーム —

社会保険労務士 須賀 琴美

障害者の法定雇用率が引き上げられます

企業には、従業員に占める障害者の割合を一定 以上にするための「法定雇用率」が定められていま す。令和6年4月より障害者の法定雇用率が引き上 げられます。

1.障害者雇用率制度とは

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります(障害者雇用促進法第43条第1項)。

2.法定雇用率の段階的引き上げ

民間企業の法定雇用率は現在2.3%のところ令和6年4月より2.5%となり、従業員を40人以上雇用している事業主は障害者を1人以上雇用しなければなりません。法定雇用率は段階的な引き上げが予定されており、令和8年7月には2.7%となります。

	法定雇用率		
	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の 法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の 範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

障害者を雇用しなければならない対象事業主に は、次の義務があります。

- ・毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告
- ・障害者雇用推進者の選定(努力義務)

3.その他障害者雇用制度に関する 法改正について

①精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月~) 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神 障害者について、原則1人をもって0.5カウントとし て算定するところ、1カウントとする特例措置が設 けられていました(令和5年3月まで)。改正により、 令和5年4月以降も、当分の間、雇入れからの期間 などに関係なく、1人をもって1カウントとして算定 できるようになりました。

②一部の週所定労働20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月~)

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神 障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者につ いて、1人をもって0.5カウントとして算定できるよう になります。

③除外率の引き下げ(令和7年4月~)

業種ごとに定められた算定除外率が10ポイント引き下げられます。

法定雇用率を下回った場合、行政指導が行われる場合があります。また、100人超の常用労働者を雇用する企業には障害者雇用納付金の申告納付手続きが発生しますので注意が必要です。

あれてれる なる



辻·本郷 税理士活 副理事長

相続後に渡したお金の贈与は?

1 孫は相続税の対象外

子供と違って孫への贈与は、生前贈与加算(現在は3年、令和6年から7年に延長)の対象外となります。厳密に言えば、「相続または遺贈で相続財産を取得しない」ので相続税の対象にはなりません。

自分の相続税が気になったある高齢者の甲が、生前に現金約2,000万円を引き出しました。甲の相続開始後に甲の相続人はその現金を、110万円の2年分として合計1人220万円を孫とひ孫の合計9人に、甲からの贈与として渡しました。

税務署は、調査で孫らに対する贈与契約書がなく、贈与契約をしたとする現金が孫らの普通預金等口座に入金されたのは相続後であるのでその贈与を否認し、相続財産の認定をしました。納税者らは国税不服審判所で争うことにしました。

2 贈与契約書が無いのが自然

税務署は言います。「孫らに贈与する予定であったとする現金については、相続開始の日の1か月前には準備ができており、甲は贈与する機会があったにもかかわらず贈与していない」、「孫らに対する現金の交付は、相続開始日から約10か月後に行われている」、「甲からの贈与につき、相続開始前後直ちに履行されてなかった」、「孫らに対する贈与の方法、時期、具体的金額などについて、甲が孫らに伝えていた様子もうかがえない」ことからすれば、孫らは甲から贈与の意思を伝えられていなかった。

孫ら納税者は、「贈与契約書は親族間であるがゆえに作成しないのが自然である」と 反論しました。

3 結末は

審判所は、「甲が、孫らに対して、具体的な贈与の金額、贈与する時期などについて伝えておらず、贈与の意思表示があったとは認められない。したがって相続開始以前において甲と孫らとの間に贈与契約が成立していたとは認められない」として約2,000万円は相続財産であると認定しました。

余談ですが、孫ら9人のうちの1人は、甲の相続開始後に出生しているという大きなミスを 犯しました。現金を送金していれば、あるいは贈与契約書があれば贈与と認められたと思い ます。いずれにしても、生前に贈与契約書を作成して、送金をしておけばベストです。

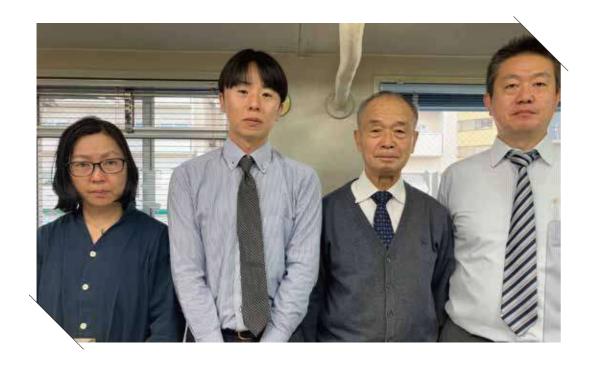


辻·本郷 税理士法人

オフィスレポート

蒲田駅東事務所

全国で活躍している辻・本郷税理士法人の事務所をご紹介します。 第48回目となる今回は、蒲田駅東事務所からのレポートです。



蒲田駅東事務所は、2023年8月に岩本税務会計事務所と経営統合し、開設いたしました。蒲田駅東事務所は、JR蒲田駅東口から徒歩5分の場所に位置し、京急蒲田駅からも徒歩8分でアクセスすることができます。1970年開業以来、岩本税務会計事務所として法人・個人の事業主の顧問業務のほか、相続関連業務、税務・経営に関する業務を行い、「ものづくりのまち」「中小企業のまち」として知られる大田区を中心に、地域に密着した税理士事務所としてお客さまと共に歩んでまいりました。

現在職員は、総勢4名の小さな事務所ですが、その分スタッフ同士、またお客さまとの距離感も近く感じられるような、気軽に意見や相談を引き出せる、そんなアットホームな環境と意識づくりを心がけています。

これまで岩本税務会計事務所で培ってきたお客さまとの繋がりの上に、この度の経営統合で辻・本郷 税理士法人の多彩なノウハウを重ね、さらなる安心感のもと、より良い情報提供及び税務指導ができる税理士事務所となるよう、精進してまいります。



^{蒲田駅東事務所 所長} 岩本 一志

昭和42年に税理士登録、東京税理士会 蒲田支部に所属して今日に至り、この 度、辻・本郷 税理士法人に入社しまし た。得意先の発展とともに、当事務所も 発展していけるよう努力してまいります。

あなたの考える蒲田の魅力とは?

蒲田駅周辺は、飲食店が多い地域です。ラーメン店、 餃子店、定食屋が特に多く、リーズナブルで美味しいお 店が多いです。また、京急線や、バスで羽田空港へのア クセスも良く、交通の便が良いのが特徴ですので、ホテ ルの数が増加傾向にあり、外国人も多く賑やかです。 そして、この地域は大企業、中小企業、町工場までさま ざまですが、金属加工の高度な技術を持つ熟練工も多 く、プライドを持って元気に活躍しています。人口も増 加傾向にある注目の地域であるといえます。

→ 蒲田駅東事務所

〒144-0052 東京都大田区蒲田5-7-4-302 TEL.03-3738-5481 FAX.03-3735-2852



STAFF RECOMMEND



都内唯一の屋上観覧車もある東急 プラザ蒲田の「屋上かまたえん」、子 供たちに大人気です。(福守)



和菓子処「清野」、蒲田温泉まんじゅ う蒲田にある天然温泉「黒湯」にちな んだ饅頭です。(河口)



ロケ弁としてからあげ弁当が有名な 「鳥久」、テレビ業界にも多くのファン がいるそうです。(福守)



当事務所脇を流れる「吞川」、春には 川沿いに満開の桜が通行人の目を惹 きつけます。(高部)



蒲田名物の元祖羽根つき餃子「歓迎」、あやめ橋店の3階に蒲田駅東 事務所があります。(河口)



日蓮宗の大本山である池上本門寺。 本殿も立派ですが、五重塔も迫力が あり素晴らしいです。(高部)

◎お問い合わせ:メール consuldiv@ht-tax.or.jp ※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

セミナー一覧・お申し込み



【安積塾】令和6年度税制改正大綱はこう読み解く!

【視聴可能期間】2024年2月1日(木)11:30~2月7日(水)17:00(講演時間約90分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

WEB 参加費: ¥5,000

これで解決! 建設業の財務分析・原価管理のいろは

【視聴可能期間】2024年2月6日(火)11:30~2月13日(火)17:00 (講演時間約30分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 郡山事務所 建設業カンパニー長 チーフコンサルタント 小西 亮平

WEB 参加費無料

WEB

WEB

人材確保・定着の最強戦略~福利厚生の充実~

【視聴可能期間】2024年2月8日(木)11:30~2月14日(水)17:00(講演時間約40分)

参加費無料 ◎講師: 计•本郷 社会保険労務十法人 特定社会保険労務十 田中 宏二

株式会社アルファステップ 保険部第五部 部長 阿部 泰祐

電気代高騰と自然災害に備える! 話題の蓄電池の活用

【視聴可能期間】2024年2月13日(火)11:30~2月19日(月)17:00(講演時間約30分)

◎講師: 辻・本郷スマートアセット株式会社 テスラ事業部 今井 雄也

参加費無料

【専門講座】暗号資産(仮想通貨)とステーブルコインの税務(第二回)電子決済手段編

【視聴可能期間】 2024年2月15日(木) 11:30~2月21日(水) 17:00 (講演時間約60分)

参加費: ¥5,000

WEB

WEB

◎講師: たまらん坂税理士法人 代表社員 税理士 坂本新先生

純国産で安心・安全! 書類データのスムーズな送受信と共有でペーパーレス化

参加費無料

【視聴可能期間】2024年2月20日(火)11:30~2月26日(月)17:00 (講演時間約60分) ◎講師: 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 コンサルティング事業部 マネージャー 西野 雅丈 日本ワムネット株式会社 ソリューション営業部 パートナーセールスチーム 櫻木 優里 様

意外と知らない不動産M&Aの実態

WEB

【視聴可能期間】2024年2月22日(木)11:30~2月28日(水)17:00(講演時間約30分)

参加費無料

◎講師: SBI 辻・本郷M&A株式会社 事業承継第二部 部長 一級建築士・宅地建物取引士・ビル経営管理士 林 昭年

今がチャンス! 中小企業のためのIT導入補助金2024最新情報と活用法 WEB

【視聴可能期間】2024年2月27日(火)11:30~3月4日(月)17:00 (講演時間約60分)

参加費無料

◎講師: 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 取締役 菊池 典明

思わぬリスク!? 残業代に関する注意点

WEB 参加費無料

【視聴可能期間】2024年2月29日(木)11:30~3月6日(水)17:00(講演時間約45分)

◎講師: 辻•本郷 社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 田中 宏二 TH弁護士法人 弁護士 近藤 枝里子

相続セミナー 会場 参加費無料

「箱根駅伝」で

日大を辻・本郷が

今後の主な大会予定

全日本大学駅伝予選会

箱根駅伝 ※予選会の結果による

2024年3月

2024年10月

2024年11月

2025年1月

箱根駅伝予選会

日本学生ハーフマラソン選手権

全日本大学駅伝 ※予選会の結果による

サポート!

※ご来場いただく会場セミナーとなります。

◎各会場時間共通:座談会14:00~/相談会15:00~

お申し込み・ お問い合わせは 各事務所まで

「座談会」親族間の金銭貸借の注意点

【札幌】2月20日(火)

◎会場:かでる2・7

◎詳細:札幌事務所 011-272-1031

【新潟】2月28日(水)

◎会場:新潟日報メディアシップ ◎詳細:新潟事務所 025-255-5022

日本大学陸上競技部との

「ユニフォームスポンサー契約」を締結しました。

契約締結へと至りました。

は胸を強く打つものがありました。

まいりたいと考えております。

「ユニフォームスポンサー契約」を締結

辻・本郷 税理士法人は、兼ねてよりスポーツ振興に積極的に取り組ん

でおり、これまでにさまざまなスポーツに関する団体・個人を支援して

まいりました。その一環として、2023年12月に日本大学陸上競技部と

当法人には日大出身者が多く在籍しており、2024年1月2日・3日に

開催された「東京箱根間往復大学駅伝競走(箱根駅伝)」に出場を決め

ていた日大を「ぜひとも応援したい!」という熱い声が高まり、スポンサー

今回4シーズンぶりの出場となった日大は、往路では19位、復路では

18位と奮闘し、タスキが途切れることなく大手町までつなぎ、総合15位

で大会を終えました。シード権には届かなかったものの、その見事な走り

これからも、日本大学陸上競技部特別長距離部門の活動を支援して

事務所一覧 国内88拠点・海外7拠点(2024年2月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。 https://www.ht-tax.or.jp/corporate/

九州·沖縄地方

福岡県 北九州事務所

福岡事務所

久留米事務所

大分事務所 大分県

熊本事務所 能木厚

宮崎県 宮崎事務所

> 延岡事務所 日向事務所

鹿児島県 鹿児島事務所

沖縄事務所 沖縄県

海外拠点 カンボジア プノンペン

ヤンゴン タイ バンコク

シンガポール シンガポール ニューヨーク

ロサンゼルス

ハワイ

関西地方

岡山県

広島県

山口県

高知県

京都事務所 京都府

中国·四国地方

岡山事務所

広島事務所

長門事務所

高知事務所

大阪府 関西事務所

兵庫県 神戸事務所



札幌事務所 北海道

青森事務所 青森県

八戸事務所

秋田県 秋田事務所 岩手県 盛岡事務所

遠野事務所

一関事務所

宮城県 仙台事務所

福島県 福島事務所

郡山事務所

いわき事務所

中部地方

新潟県 新潟事務所

長岡事務所

上越事務所

富山県 富山事務所

福井県 坂井事務所 山梨県

甲府事務所

大月事務所 長野事務所

松本事務所

長野県

岐阜県 岐阜事務所

静岡事務所 静岡県

伊東事務所 豊橋事務所 愛知県

名古屋事務所

三重県 四日市事務所 関東地方

栃木県 宇都宮事務所

宇都宮中央事務所

宇都宮西事務所

茨城県 水戸事務所

群馬県 高崎事務所

埼玉県 熊谷事務所

大宮事務所

潮来事務所

越谷事務所

越谷花田事務所 川口事務所

所沢事務所

柏事務所 千葉県

千葉事務所

船橋事務所 東京都 亀戸事務所 北千住事務所 秋葉原事務所

東京事務所

東京ミッドタウン八重洲事務所

銀座事務所

蒲田事務所

蒲田駅東事務所

池袋事務所

新宿ミライナタワー事務所

西新宿事務所

新宿センタービル事務所

新宿御苑事務所

新宿HR事務所

代々木事務所

渋谷事務所 練馬事務所 吉祥寺事務所

立川事務所

府中事務所

瑞穂事務所

町田事務所 神奈川県 横浜事務所

横浜スカイビル事務所

センター南事務所

青葉台事務所

横浜井土ヶ谷事務所

大和事務所

湘南事務所

小田原事務所

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

